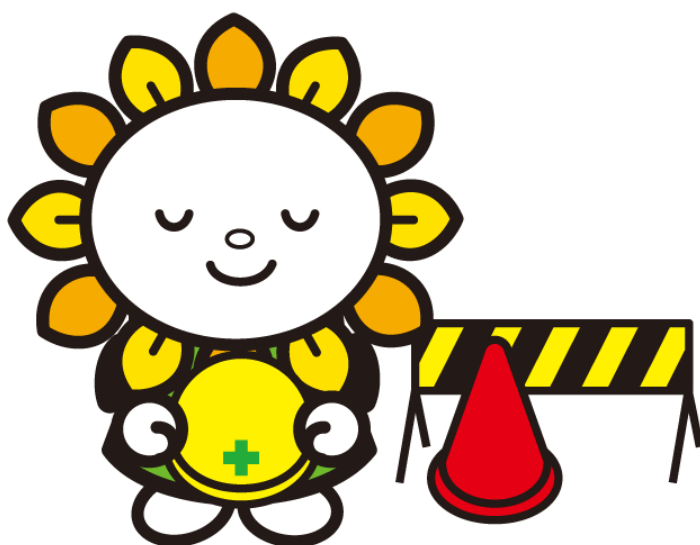


自動車乗入口設置工事

申請書作成の手引き



尾張旭市役所

都市整備部 土木管理課

令和7年4月

目 次

I 申請の方法	 1
II 許可基準	 2
III 提出書類	 4
IV 提出部数	 5
V 書類審査から承認及び完了まで	 5
承認工事の手続きの流れ	 6
申請書様式	 7
申請書記入例	 8
条件事項	 9
図面作成要領	 10
自動車乗入口形状図	 11
舗装構成図	 22
PU3型寸法及び材料表	 24
保安設備図	 25
自動車乗入口設置提出書類チェックリスト	 27
その他の様式	 28
FAQ（よくある質問）	 30

I 申請の方法

(1) 乗入工事に関する基本的事項

乗入口設置工事は、乗入口を必要とする申請者の方が工事費用等を負担する『承認工事』により施工していただきます。

乗入口も道路の一部であり公共施設です。申請者は、歩行者、自転車、その他一般の通行に優先して乗入口を設置できるわけではありません。

道路の構造は、交通事情の変化に伴い変更される場合があります（防護柵の設置等）。このような道路構造の変更による「使い勝手の制約」が将来にわたることをご承知おきください。

(2) 申請の方法

歩道としての本来の機能を損なうことがないように、施工内容が愛知県の道路構造基準等に準拠していることを審査するために、申請書を提出していただきます。市への申請手数料は不要です。

申請は、施主名でも施工業者（申請代理人）名でも手続きできますが、書類審査後に添付書類などの補正を行う方が異なる場合は、担当者名及び連絡先電話番号を明示してください。

なお、承認基準に合わない場合は承認できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

歩道に自動車の乗入口を設けるには、歩行者の安全の確保及び車両の出入りによる歩道の損傷防止のため、様々な制約がありますので、以下の例示をよく見て書類を作成してください。

Ⅱ 許可基準

(1) 乗入口の設置を禁止する箇所

交差車両や歩行者との事故回避のため、原則として以下の箇所には、自動車乗入口の設置を禁止します。

道路交通法第44条各号に規定されている箇所及びその他道路交通、歩行者及び自転車通行者に支障を与える恐れのある箇所（下記※参考の部分）における自動車乗入口の設置は原則として禁止とします。

ただし、その設置が次の2つの条件を満たす場合は、例外とします。

- 条件 1 当該自動車乗入口が、真にやむを得ない場合（駐車台数など、個人都合は除く）
2 1の場合で、守山警察署長との間で、その設置について協議が整った場合

※参考

道路交通法第44条の各号に規定されている部分とは、次の部分をいいます。

- 一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷地内、坂の頂点付近、勾配の急な坂又はトンネルの部分
- 二 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分
- 三 横断歩道、自転車横断帯前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- 四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側部分及び前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- 五 乗合自動車の停留所を表示する表示柱又は表示板が設けられている位置から10メートル以内の部分
- 六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後10メートル以内の部分

(2) 設置箇所数

乗入口の設置箇所数は、1施設1箇所を原則とします。

(3) 乗入口の設置角度

自動車乗入口は、車道中心線に対して直角に設置することを原則とします。

(4) 乗入口の設置幅

乗入口の設置幅及び輪荷重影響幅は、原則として下表によるものとします。

歩道の形式 自動車の種類		フラット式歩道 セミフラット式歩道	マウントアップ式歩道	
			ブロックすりつけ	ブロック巻き込み
設置幅	A型	3.0m	3.0m	4.0m
	B型	6.0m	6.0m	7.0m
	C型	必要幅 (10.8m以下※)	必要幅 (10.8m以下※)	必要幅 (12.0m以下※)
輪荷重影響幅	A型	1.5m	1.5m	1.0m
	B型	2.0m	2.0m	1.5m
	C型	2.6m	2.6m	2.0m

A型 … 乗用車・小型貨物自動車

B型 … 普通貨物自動車用6.5t積以下

C型 … 大型・中型貨物自動車用6.5t積をこえるもの

※1 C型については、最大乗入幅を示しています。設置にあたっては、車両走行軌跡図により必要幅を算出することを基本とし、車両走行軌跡図を申請時に添付してください。

※2 乗用車、小型貨物自動車が乗り入れる場合にあっては、原則A型とするが、真にやむを得ないものと判断される場合には、6メートル以内（マウントアップ式でブロック巻き込み式の場合は7メートル以内）で、かつ、車両走行軌跡図により算出した必要最小限の幅とすることができます。ただし、この場合には、舗装構成、側溝影響幅及びその他の設置基準については、**すべてB型の基準に準拠するものとします。（隣地の乗入口と連続したもので、3mを超えるものを含む。）**

※3 上記※2で対応できない駐車台数となる場合は、縦列駐車等による配置計画としてください。

注）輪荷重影響幅：乗り入れの際に乗り入れ設置幅以外の場所で車輪が乗る可能性がある幅のことです。そのため、輪荷重影響幅についても、舗装・側溝等は乗り入れと同構造とする必要があります。

（参考）上表は、道路法第47条第1項に規定する最高限度内の車両であり、また自動車の分類については、道路設計要領に準じています。

(5) 不要となる乗入口

不要となる既設の乗入口は、閉鎖して歩道に復旧してください。復旧にかかる費用は申請者負担となります。

(6) 植栽の取扱いについて

高木は、乗入口から民地側へ向かって左側6m、右側4mは視界の支障となるため撤去してください。なお、一方通行等により右折出庫する場合は、撤去範囲について事前にご相談ください。中低木は、移植が原則とはなりますが、状況に応じて、伐採・撤去も認めておりますので、ご相談ください。伐採や撤去等にかかる費用は申請者負担となります。

(7) 道路側溝について

乗入口の設置に伴い、道路側溝を車道用に整備する必要があります。下記の表を参考に側溝整備をした上で、車両用側溝蓋（5mに1か所グレーチング（T-14以上、細目、滑り止め、防音ゴム付き）を設置してください。

側溝の種類		主な整備例
上蓋式U型側溝 (PU1型)	蓋あり	PU3型側溝への布設替えが必要。 ※U240以上の既設側溝に限り、道路及び民地の両側に補強コンクリート（厚さ10cm）をすることで代用可能。
	蓋なし	PU3型側溝への布設替えが必要。 ※U240以上の既設側溝に限り、道路及び民地の両側に補強コンクリート（厚さ10cm）をすることで代用可能。
落蓋式U型側溝 (PU2型)	蓋あり	PU3型側溝への布設替えが必要。
	蓋なし	PU3型側溝への布設替えが必要。
落蓋式U型側溝 (PU3型)	蓋あり	歩道用蓋の場合は、車道用蓋へ交換が必要。
	蓋なし	車道用蓋の設置が必要。

※ U240以上の既設側溝であっても、劣化等により乗入に耐えられないと判断した場合は、PU3

型への布設替えをしていただく必要があります。

Ⅲ 提出書類

下記のうち、☆印の書類については、この手引書に様式（標準図）が添付してあります。標準図については、注意事項に従って処理をすれば、そのまま添付することができます。詳しい記入方法については、次頁以降（標準図等の説明も参照）をお読みください。

☆① 申請書表紙（P7）

2部提出。別紙の条件事項にご注意ください。

② 位置図（縮尺 1/25000～1/1500 程度）

担当者が、現地確認等に行くときに参考となる案内図（住宅地図や道路マップの写しでもかまいません。）

③ 土地整理図の写し

道路との境界がはっきりしている場合は省略できます。（境界杭等設置の場合）

④ 平面図（縮尺 1/100～1/500 程度）

乗入口とその周辺の道路（民地）施設の**工事前**、**工事計画**がそれぞれ判るもの。

⑤ 道路縦・横断面図（縮尺 1/100～1/200 程度）

乗入口前面の道路全幅と、車道や歩道等の幅員の**工事前**、**工事計画**がそれぞれ判るもの。

☆⑥ 自動車乗入口形状図

別添図集から該当する形状図（P12～16）を選定し添付する。標準図が合わない場合は、別途作成のこと。

☆⑦ 構造図等（縮尺 1/100 以上）

ブロック詳細図、舗装構成図、側溝構造図、その他構造図（P17～24）

⑧ 保安設備図（P25）

⑨ 工事箇所の現況写真

乗入口施工前の現在の状況を説明するために、前面及び側面から撮影したものに工事予定箇所を赤マジック等で表示する。

⑩ その他

(1) 既設側溝が歩道タイプの場合は、構造図を添付し、布設替えの位置と延長を平面図に記入してください。

(2) 民地側の乗入口両端にポール、ブロック等の車止めを設置してください。（原則として）

(3) C型乗入口の排水構造物は暗渠（ボックス）にしてください。

(4) その他関連する事項を確認するために、図書類（契約書、同意書、確約書、他法令許可の写し、仕様書、工程表等）を求めることがあります。

(5) 工事の施工により、取り外した再利用可能なガードレール・ガードパイプ等及び側溝蓋等の道路施設は、承認を受けられた方により決められた保管場所へ納めていただくことになりますので、規格・数量等を尾張旭市役所土木管理課へ連絡の上、指定された保管場所へ搬入してください。

IV 提出部数

この申請書は、2部提出してください。

（その1部は承認書とともに後日返却します。）

図面等で“切り貼り”を行ったものは、コピーした写しを提出してください。

申請書類は、A4サイズ折り（縦型）とし、左端2箇所をホッチキス等でとめてください。

添付図面が大きいものについては、巻末に封筒を付け、それに入れても構いません。

V 書類審査から承認及び完了まで

尾張旭市役所土木管理課に申請書類をお持ちいただくと、窓口で書類の不備等の簡単な確認を行った上で受理します。

その後、申請書の内容について各担当で審査を行います。審査意見がある場合、それに対する再検討を行っていただくために連絡をしますので内容修正（差替え）等の対応をお願いします。申請書受理から起算して営業日で15日間以内（内容修正期間を除く）に承認書を発行します。

承認後、以下の手続き等が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

※ 営業日は、土日、祝祭日及び年末年始を除く市役所開庁日となります。

◇「道路使用許可」の申請

道路法第77条による道路使用許可が別途必要になりますので、守山警察署において手続きしてください。

◇「着手届」の提出

現場工事着手の1週間前までに道路使用許可証の写しを添付のうえ1部提出してください。（P28）

◇「完了届」の提出

工事がすべて完了したあとで、工事写真を添付のうえ1部提出してください。（P29）

工事写真は、着手前、完了写真のほか主な工種について施工状況写真、出来形写真（厚みや幅などが確認できるもの）を添付して下さい。

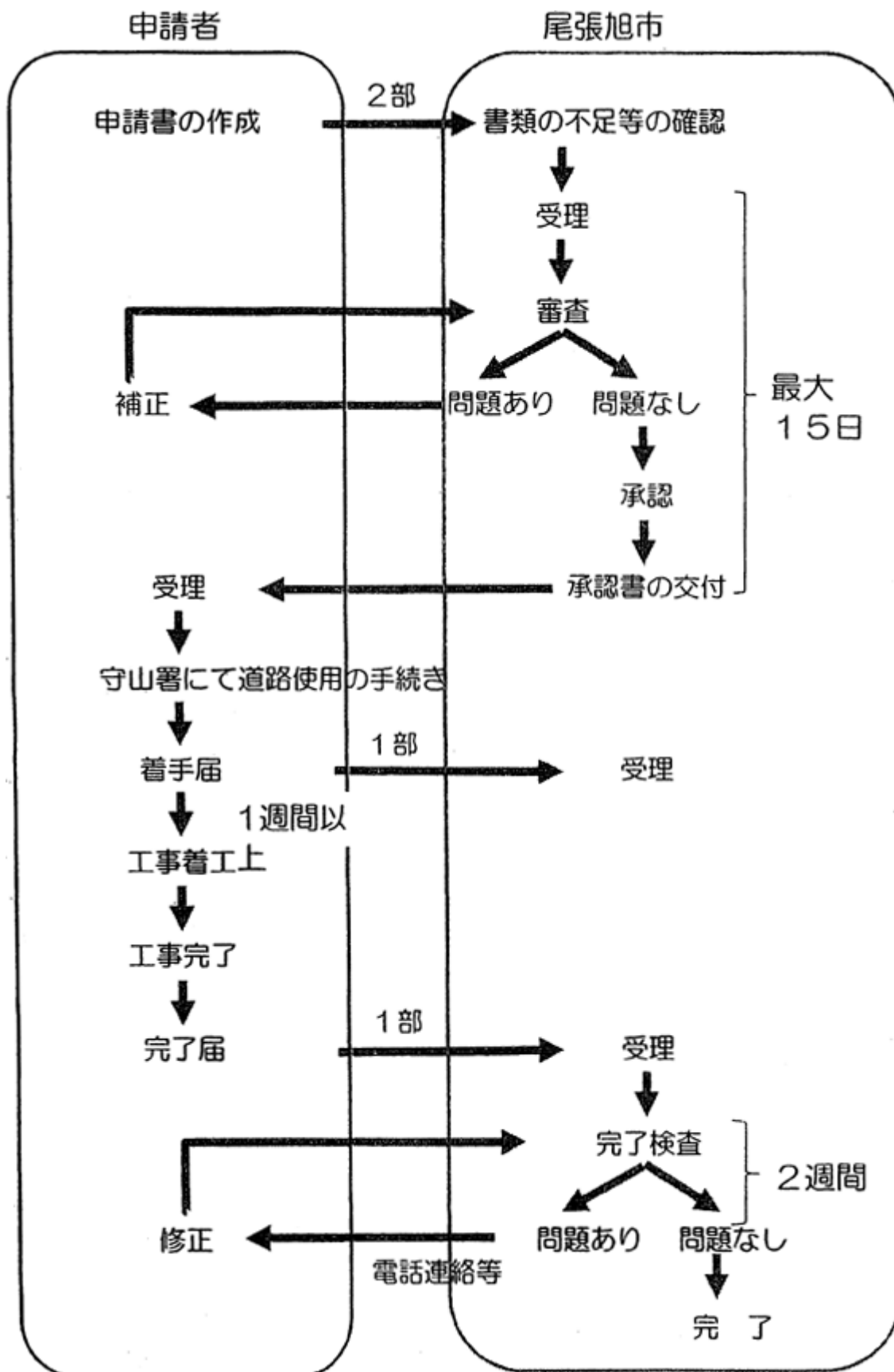
◇「完了検査」と瑕疵担保責任について

完了検査は主として写真にて行いますが、特に必要とする場合は現場で検査を行いますので連絡する日時に立会いをお願いします。不具合がある場合は、完了届提出後2週間以内に連絡をします。完了検査に合格した施設は、それ以後尾張旭市の施設として維持管理を行いますが、次の場合は瑕疵担保責任として申請者側に手直しの義務が生じますのでご注意ください。

① 施工不良等によるもの（工種により1～5年の責任期間が設定されています。）

② 自動車荷重に対応していない部分（舗装や側溝等）に車両が乗る等、使用方法に過失があった場合

承認工事の手続きの流れ



道路工事施行承認申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住 所
氏 名

工事施工の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

1	工事内容	
2	規 模	
3	構 造	
4	添付図書	1.位置図 2.土地整理図の写し 3. 平面図 4.縦・横断面図 5.乗入口形状図 6.工作物の構造図 7.保安設備図 8.写真
5	工事期間	1 承認の日から 日間
		2 年 月 日から 年 月 日まで
6	場 所	尾張旭市 町 地内 (路線名)
7	実施方法	直営 ・ 請負 ・ その他 ()
連 絡 先		

道路工事施行承認申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住 所 **尾張旭市〇〇〇〇**

氏 名 **旭 太郎**

工事施工の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

1	工事内容	自動車乗入口設置、乗入口拡幅など
2	規 模	乗入口設置 L=6.0m、乗入口拡幅 L=4.2m→6.0m
3	構 造	別紙のとおり
4	添付図書	1.位置図 2.土地整理図の写し 3. 平面図 4.縦・横断面図 5.乗入口形状図 6.工作物の構造図 7.保安設備図 8.写真
5	工事期間	1 承認の日から 30 日間
		2 令和〇〇年 5 月 10 日から 令和〇〇年 6 月 10 日まで
6	場 所	尾張旭市 東大道 町 原田 地内 (路線名 市道〇〇〇号線)
7	実施方法	直営 ・ 請負 ・ その他 ()

連 絡 先

担当者名 〇〇工務店 **旭太郎**

連絡先 **090**-〇〇〇〇-〇〇〇〇

条 件 事 項

- 1 工事に着手するときは、あらかじめ尾張旭市長（以下「市長」という。）に届け出て、その指示を受け、当該工事が完了した時は、ただちに市長に届け出て、その検査を受けること。
なお、工事に着手する前に道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条第 1 項による守山警察署長の許可を要する。
- 2 工事の施工に起因して事故が発生した時は、直ちに応急措置を講じるとともに、市長に届け出て、その指示を受けること。
- 3 工事の施工により申請箇所以外の道路及び道路の附属物を損傷した場合は、市長に届け出て、その指示を受け、申請者の負担において原形に復旧すること。
- 4 工事の施工により取り外した防護柵、側溝蓋等道路施設の保管場所等については、市長の指示を受けること。
- 5 承認を受けた工事の設計または実施計画を変更しようとするときは、事前に協議すること。
- 6 承認にかかる工事を廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出て原状回復について指示を受けること。
- 7 工事に關する一切の費用は、道路法第 57 条の規定により申請者の負担とする。
- 8 工事の施工により道路区域内に設けられた施設、その他の物件は、別に指示がない限り工事完了の検査に合格と同時に無償で尾張旭市に帰属するものとする。
- 9 工事の施工により道路管理者に損害を与え、または第三者と紛争を生じたときは、申請者の責において損害を賠償し、または紛争を解決すること。
- 10 工事の施工に当たっては、道路法、同法施行令等関係法規を遵守すること。
- 11 舗装復旧については、関係者と調整の上、一括で実施すること。
- 12 工事の時期、工事实施の方法、道路の復旧の方法、品質管理及び出来形管理、完了検査等その他の事項は、愛知県建設局が定める「道路占用工事の実施に関する基準」を準用するものとする。

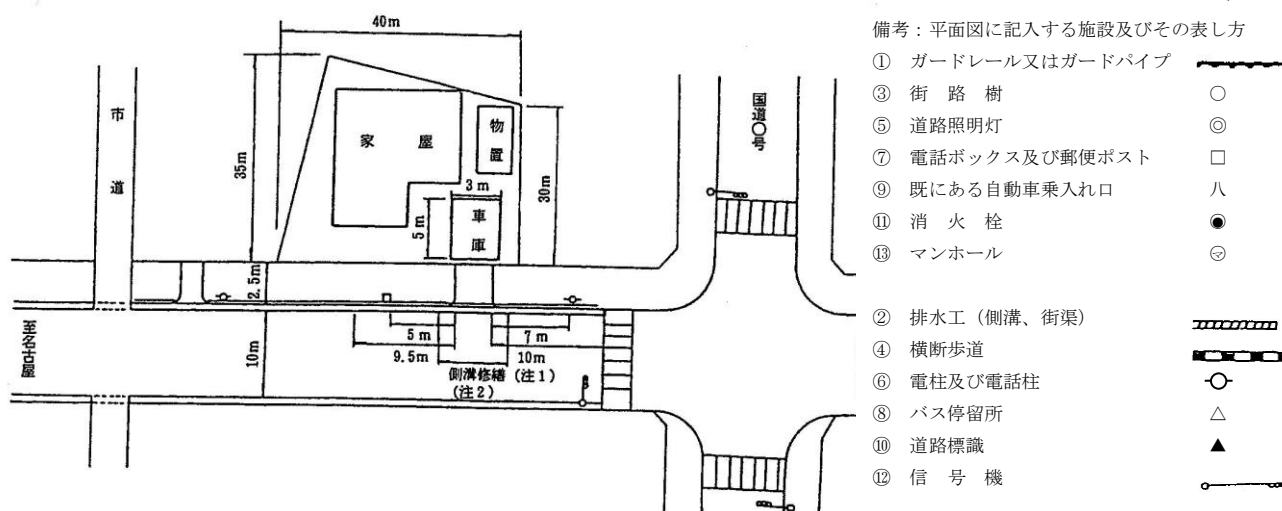
この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

図面作成要領

平面図

- ・縮尺は、1/100～1/500 程度とすること。
- ・民地内の施設（建物等）の新設を伴う場合は、建築確認申請に用いる敷地内平面図も添付すること。
また、営業店舗やアパート等の集合駐車場への乗入口新設を申請する場合には、駐車场内通路や駐車位置を示す計画平面図を添付すること。なお、歩道上への車両進入を抑制させるための構造物（ポール、ブロック〔段差 12 cm 以上〕、花壇など）を乗入口以外の境界部（民地側）に設置していただきます。また、その構造物について平面図に明示するとともに詳細図を添付してください。
- ・工事前、工事計画がそれぞれ判るようにすること。

平面図記入例

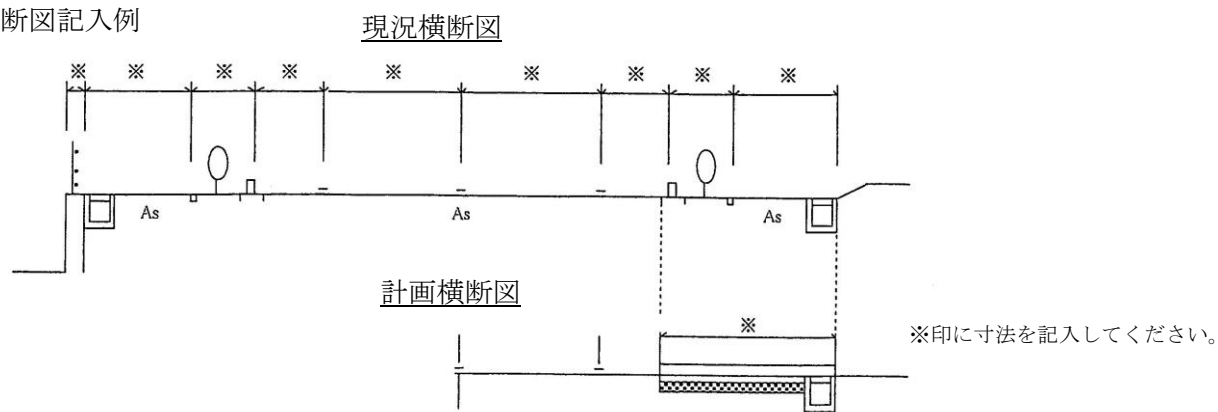


注 1：上記施設のうち、申請する自動車乗入れ口から 10m 以内にあるものはその距離を記入すること
注 2：側溝を造りなおす場合は、その位置と長さを記入すること。

道路横断面図

- ・縮尺は、1/100～1/200 程度とすること。
- ・道路の全幅と車道や歩道の幅員を引き出し線表示すること。
- ・工事前、工事計画がそれぞれ判るようにすること。

横断面図記入例



自動車乗入口形状図

- ・自動車乗入口の形状図の選定表から該当する形状図（図 1～10）を選び、乗入口の設置幅に実測寸法を記入して貼り付けること。（別紙詳細設計図等を添付する場合は不要）
- ・形状図には、乗入対象車種により以下の 3 つの数値が表示されているので、不要な数値を二重線（＝）で消すこと。
 A 型（乗用車・小型貨物自動車）・・・・・・・・・・括弧なし
 B 型（普通貨物自動車用 6.5 t 積以下）・・・・・・・・（ ）書き
 C 型（大型・中型貨物自動車用 6.5 t 積をこえるもの）・・・〔 〕書き
- ・ただし、形状図に表示された乗入口の設置幅は、対象車種毎に許可できる上限の数値であるため、車庫や店舗等の形状により、それ以下の幅とすることができる。なお、C 型については、〔 〕書きは最大乗入幅を示しており、設置にあたっては、車両走行軌跡図により必要幅を算出すること。

【マウントアップ式】

植栽帯の有無	有		無			
歩道幅員	2.5m 以上				2.5m 未満	
歩車道ブロックの高さ	20 cm	15 cm	20 cm	15 cm		
民地切り下げ					可能	不可能
乗入口標準形状図	図 1	図 2	図 3	図 4	図 5	図 6 ※
歩車境ブロック詳細図	図 A	図 B	図 A	図 B	図 A、図 B	

【フラット式】

植栽帯の有無	有	無
乗入口標準形状図	図 7	図 8
歩車境ブロック詳細図	図 C	

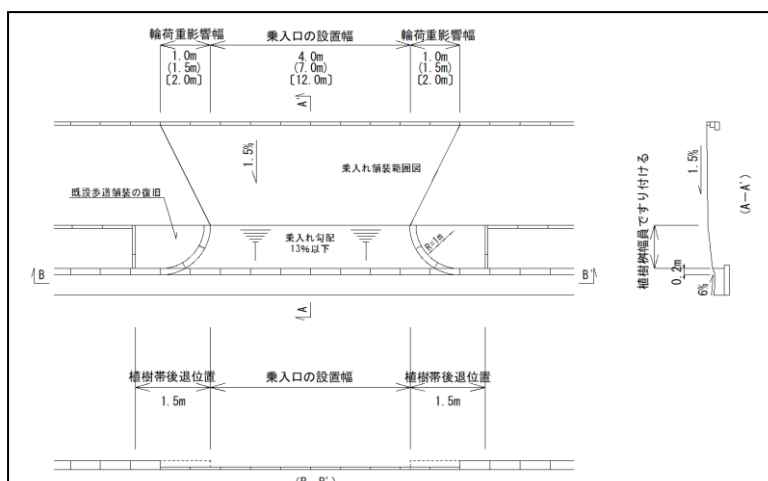
【セミフラット式】

植栽帯の有無	有	無
乗入口標準形状図	図 9	図 10
歩車境ブロック詳細図	図 D	

※C 型の乗入口を設置する場合は、甲蓋の損傷が予想されるので、スリット付きの円形水路等、蓋のない側溝を使用するものとする。

※ ブロックの取替タイプについては、A 型乗入口のみ使用できるものとし、B 型及び C 型乗入口については全面打替タイプを使用する。

図1 マウント式 植栽帯あり 歩車境ブロックの高さ 20 cm



防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。
地先境界ブロックではなく側溝が設置されている箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

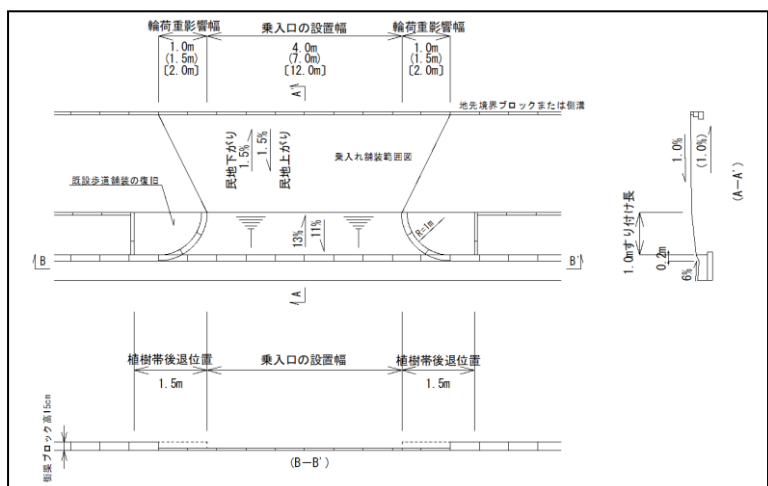
C型乗入口の側溝は下に記載のとおりとする。
民地上がり、民地下がり共に左図を標準とする。
すり付け長は、次のとおりとする。

植栽帯幅員が

1.2mを下回る場合 1.2m。

1.2m以上の場合 植栽帯幅員。

図2 マウント式 植栽帯あり 歩車境ブロックの高さ 15 cm



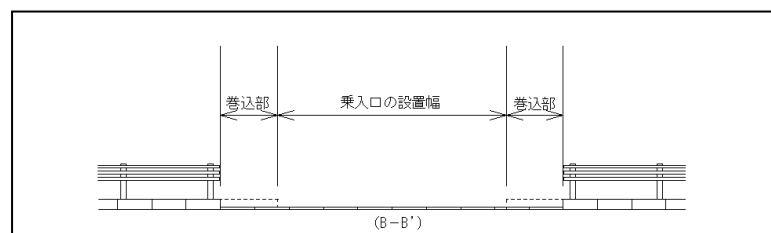
民地側に側溝が設置されていない場合は、民地下がりを適用しない。

ガードパイプが設置してある箇所は下に記載のとおりとする。

地先境界ブロックではなく側溝が設置されている箇所の幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

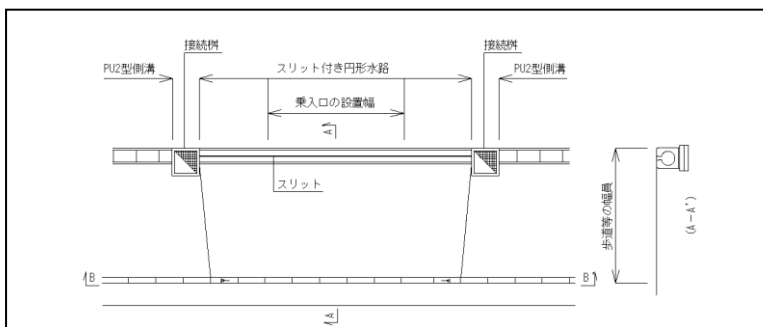
●ガードパイプの設置箇所について



ガードパイプは乗入口の設置幅から巻き込みの範囲を控えて設置する。

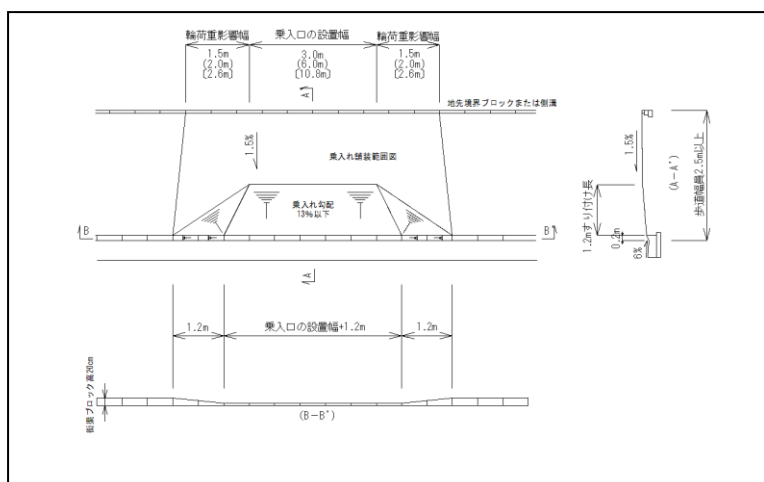
末端は危険のないようキャップで防護すること。

●C型乗入口の側溝対応について



C型乗入口の側溝は、左図のようなスリット付の円形水路等、蓋のないものを使用する。

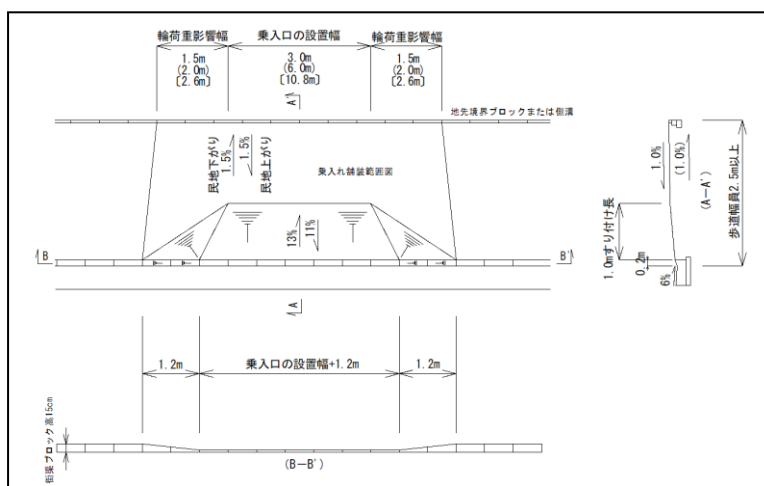
図3 マウント式 植栽帯なし 歩道幅員 2.5m以上 歩車境ブロックの高さ 20 cm



防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。
地先境界ブロックではなく側溝が設置されている箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入口の側溝は下に記載のとおりとする。
民地上がり、民地下がり共に左図を標準とする。

図4 マウント式 植栽帯なし 歩道幅員 2.5m以上 歩車境ブロックの高さ 15 cm



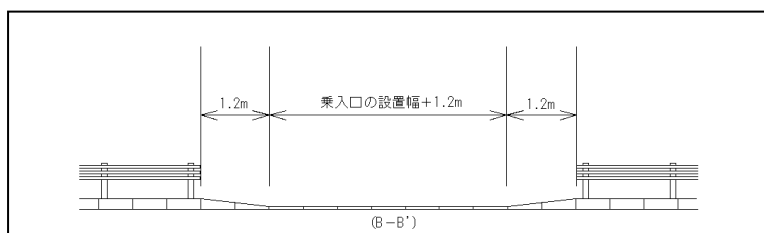
民地側に側溝が設置されていない場合は、民地下がりを適用しない。

防護柵の設置箇所における撤去範囲は下に記載のとおりとする。

地先境界ブロックではなく側溝が設置されている箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

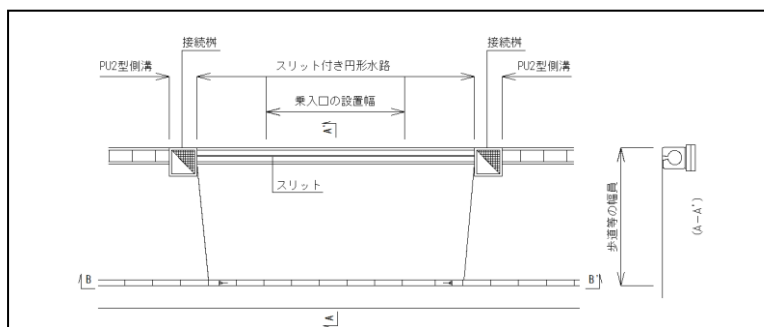
C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

●ガードパイプの設置箇所について



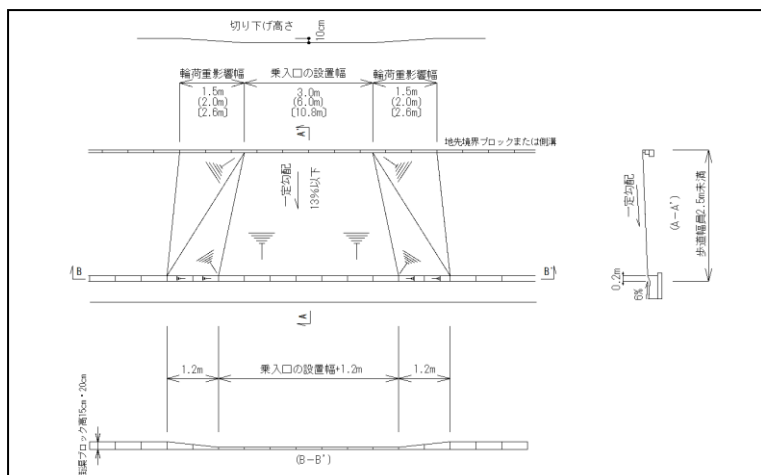
ガードパイプは乗入口の設置幅+1.2mから1.2m控えて設置する。
末端は危険のないようキャップで防護すること。

●C型乗入口の側溝対応について



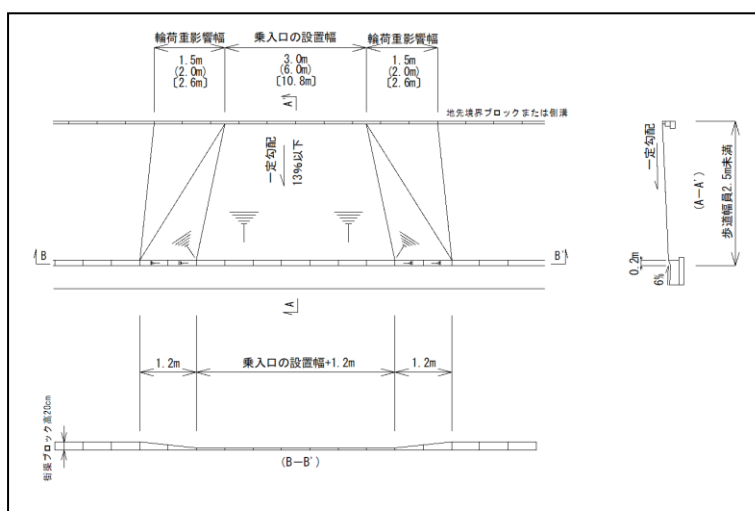
C型乗入口の側溝は、左図のようなスリット付の円形水路等、蓋のないものを使用する。

図5 マウント式 植栽帯なし 歩道幅員 2.5m未満 民地切り下げ可能



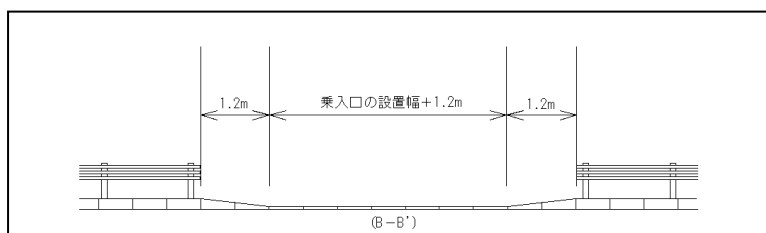
防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。
地先境界ブロックではなく側溝が設置されている箇所は民地切り下げが不可能であるため、図6を参照すること。
民地上がり、民地下がり共に左図を標準とする。

図6 マウント式 植栽帯なし 歩道幅員 2.5m未満 民地切り下げ不可能



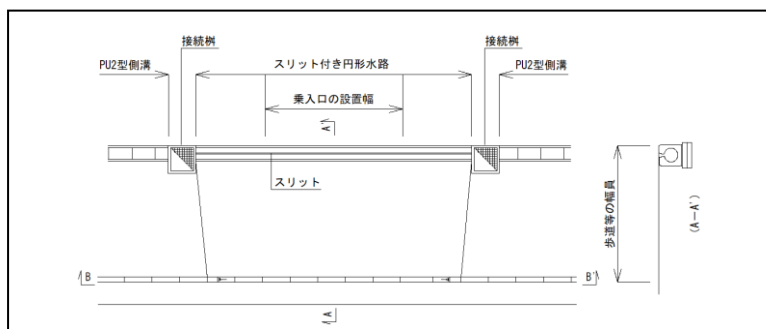
防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。
地先境界ブロックではなく側溝が設置されている箇所も幅寸法、勾配は同様とする。
C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。
民地上がり、民地下がり共に左図を標準とする。

●ガードパイプの設置箇所について



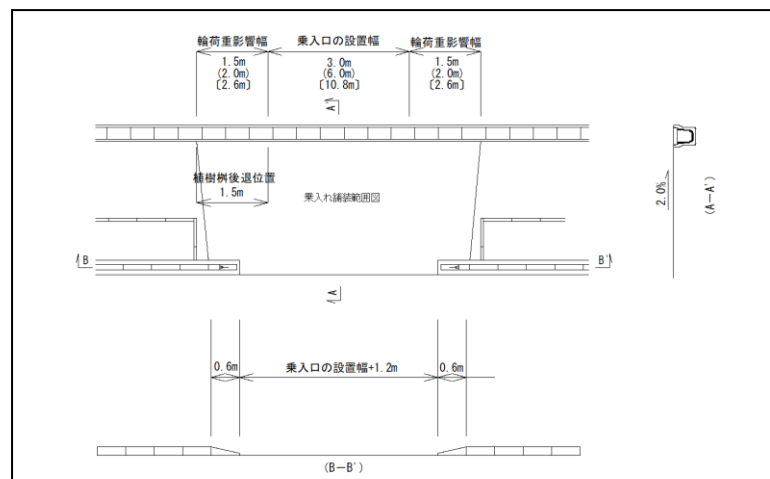
ガードパイプは乗入口の設置幅+1.2mから1.2m控えて設置する。
末端は危険のないようキャップで防護すること。

●C型乗入口の側溝対応について



C型乗入口の側溝は、左図のようなスリット付の円形水路等、蓋のないものを使用する。

図7 フラット式 植栽帯有り

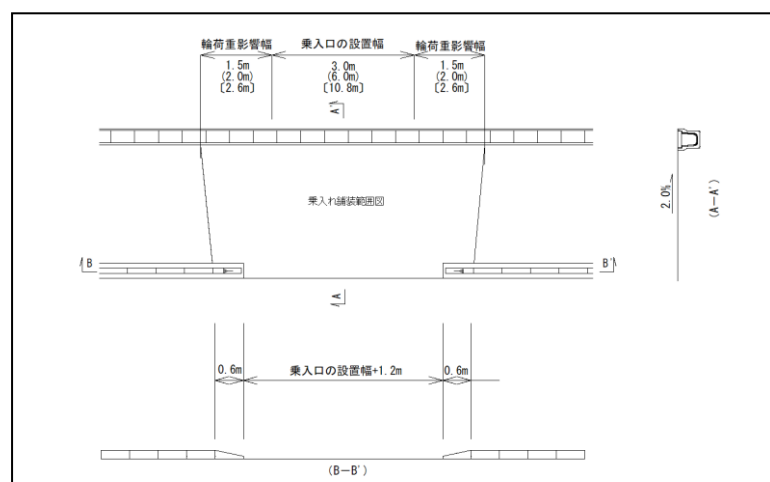


防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。

歩車境ブロックが設置されていない箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

図8 フラット式 植栽帯なし

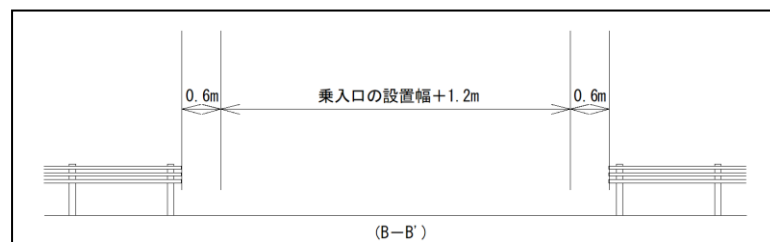


防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。

歩車境ブロックが設置されていない箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

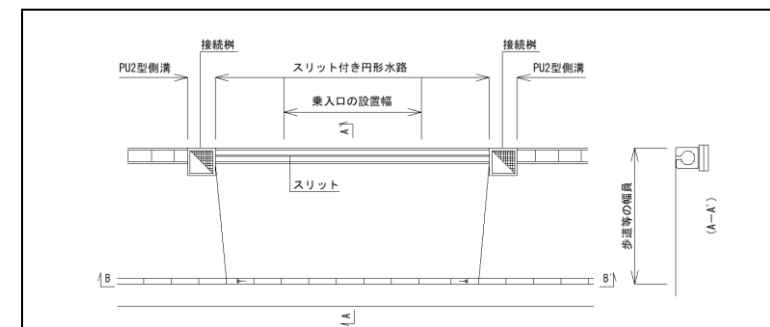
●ガードパイプの設置箇所について



ガードパイプは乗入口の設置幅+1.2mから0.6m控えて設置する。

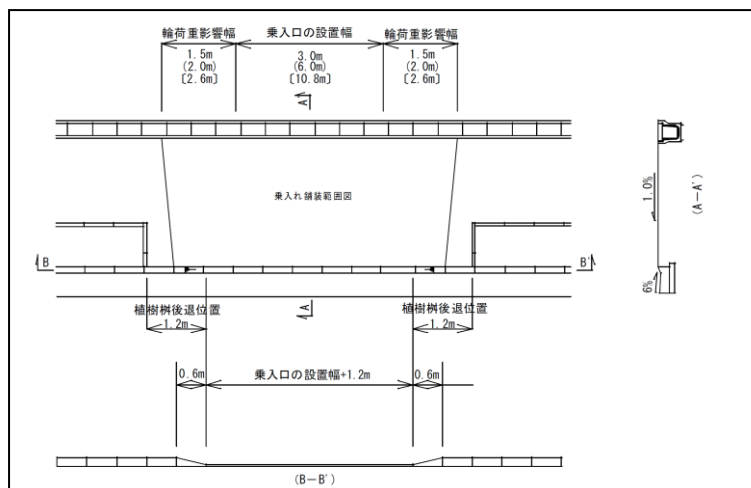
末端は危険のないようキャップで防護すること。

●C型乗入口の側溝対応について



C型乗入口の側溝は、左図のようなスリット付の円形水路等、蓋のないものを使用する。

図9 セミフラット式 植栽帯あり

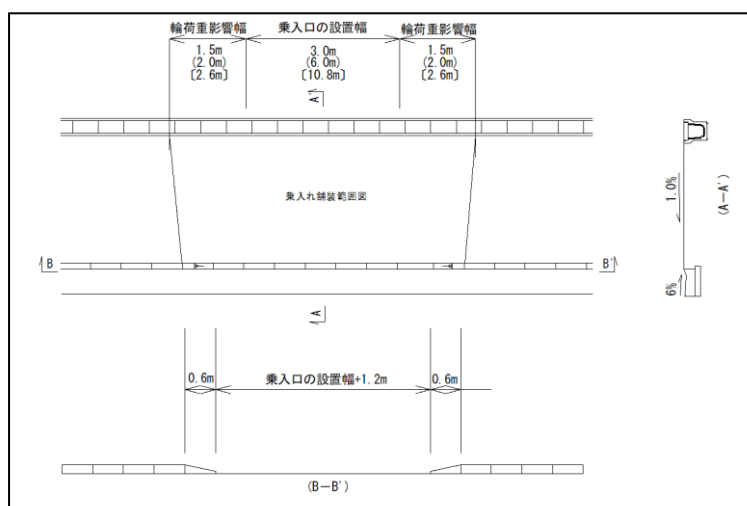


防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。
歩車境ブロックが設置されていない箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

側溝が設置されていない箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

図10 セミフラット式 植栽帯なし

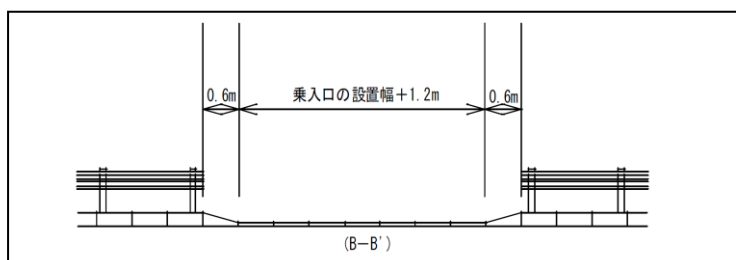


防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。
歩車境ブロックが設置されていない箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

側溝が設置されていない箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

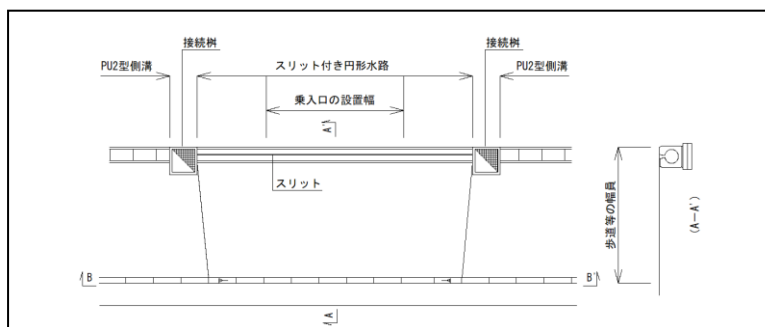
C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

●ガードパイプの設置箇所について



ガードパイプは乗入口の設置幅+1.2mから0.6m控えて設置する。
末端は危険のないようキャップで防護すること。

●C型乗入口の側溝対応について



C型乗入口の側溝は、左図のようなスリット付の円形水路等、蓋のないものを使用する。

ブロック詳細図

(1) エプロン部詳細図

ブロック取替タイプにおいて、既設エプロン部分が使用できる場合は、敷モルタル部分をはつり、モルタル及び切り下げブロックのみを施工すればよいこととします。

現場打ち街渠を選択した場合は、歩道乗入部の舗装構造はセメントコンクリートを標準とします。

詳細図の寸法 t (エプロン厚) は、道路の大型車交通量と乗入口の規格により定まり、下表のとおりとします。

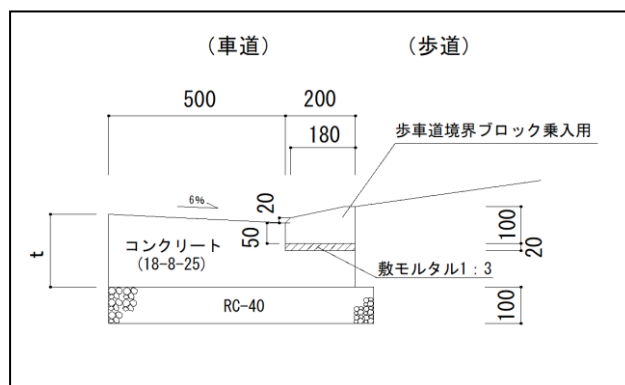
エプロン厚 t

交通量の区分	N 3 (L 交通)	N 4 (A 交通)	N 5 (B 交通)	N 6 (C 交通)	N 7 (D 交通)
大型車交通量 (台/日・一方向)	100 未満	100 以上 250 未満	250 以上 1,000 未満	1,000 以上 3,000 未満	3,000 以上
A 型乗入口	150mm			200mm	250mm
B 型乗入口	200mm				250mm
C 型乗入口	200mm				250mm

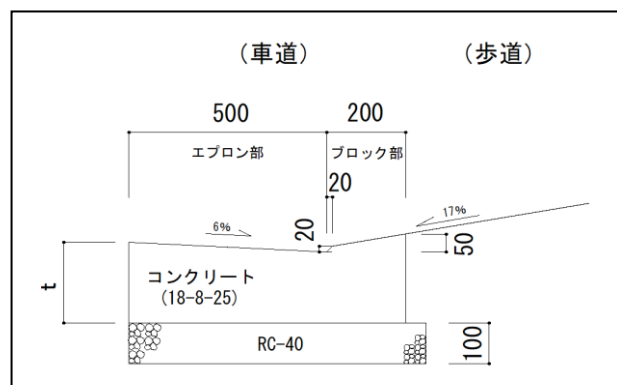
前後の既設街渠の形状・寸法から標準形状によることが不適当な場合は、これに準じた構造とすることができる。その場合、その構造となった理由を明記するとともに、別途図面を作成して申請書類に添付すること。

図A マウント式 歩車境ブロックの高さ 20 cm

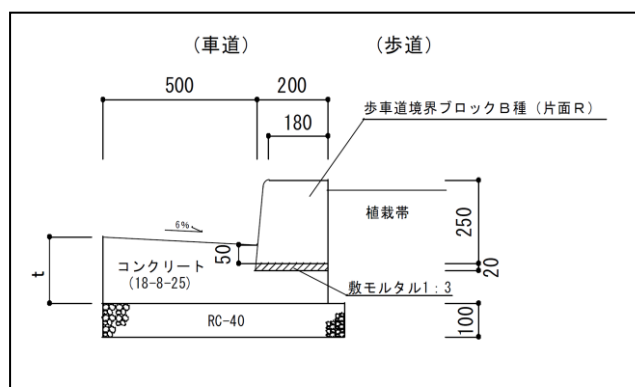
乗入口部 (ブロック取替タイプ)



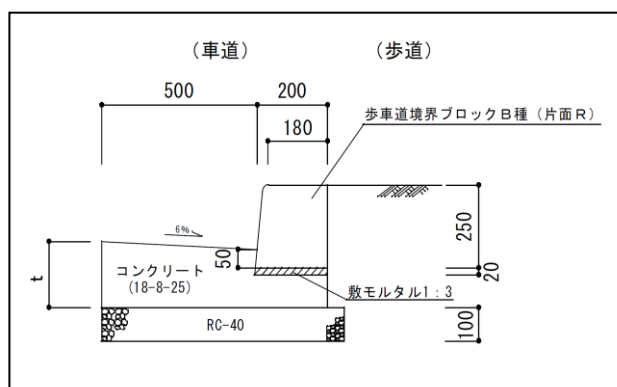
乗入口部 (全面打替タイプ)



歩道復旧部 (乗入口封鎖等) 植栽帯あり

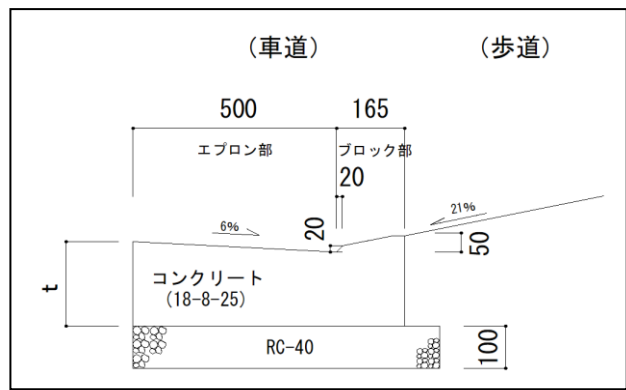
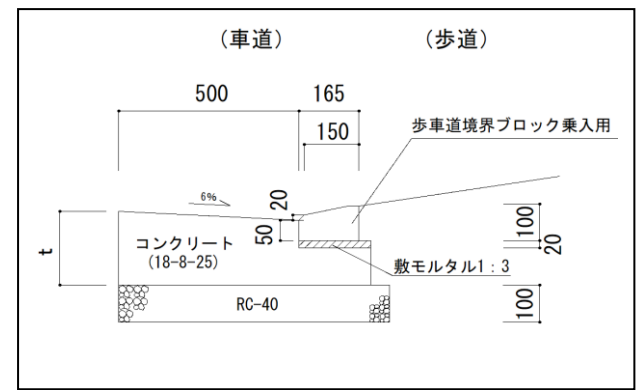


歩道復旧部 (乗入口封鎖等) 植栽帯なし

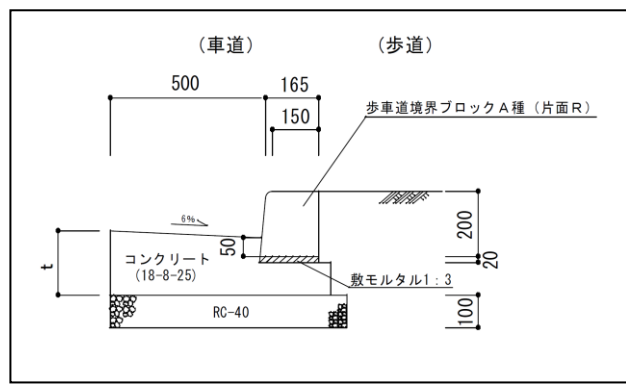
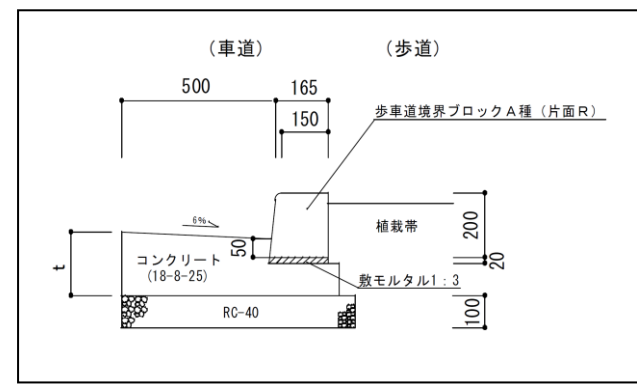


図B マウント式 歩車境ブロックの高さ 15 cm

乗入口部（ブロック取替タイプ） 乗入口部（全面打替タイプ）

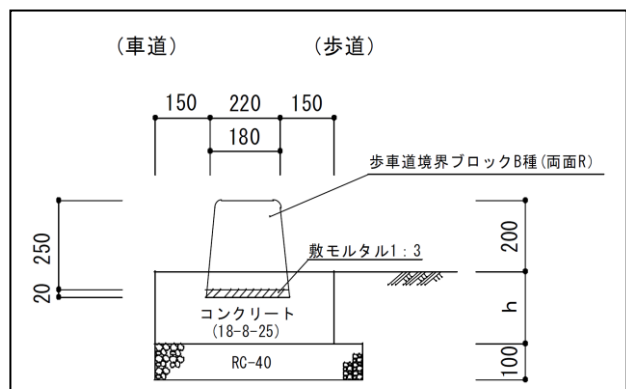
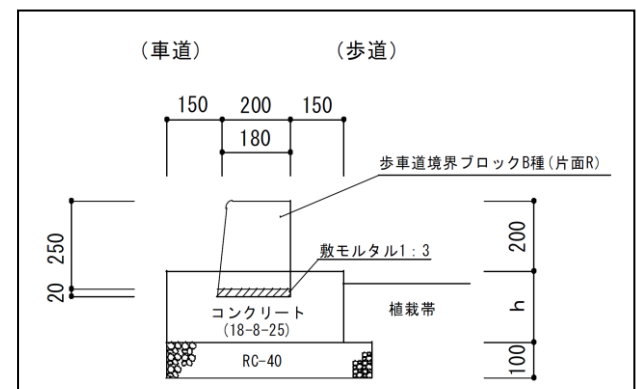


歩道復旧部（乗入口封鎖等）植栽帯あり 歩道復旧部（乗入口封鎖等）植栽帯なし



図C フラット式

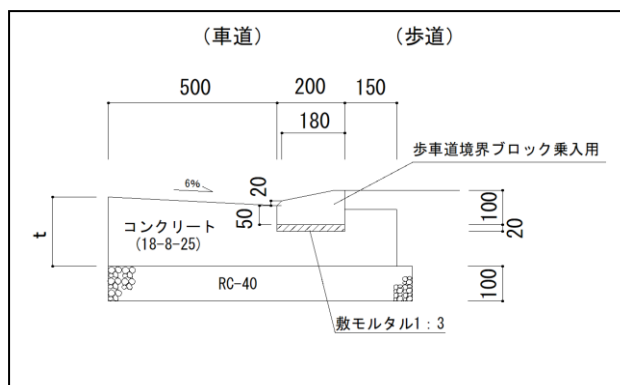
歩道復旧部（乗入口封鎖等）植栽帯あり 歩道復旧部（乗入口封鎖等）植栽帯なし



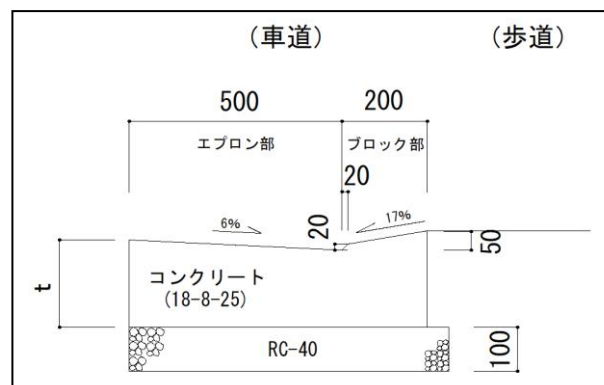
詳細図の寸法は、既設舗装にカッターを入れて設置する場合の寸法として $h=12\text{cm}$ とする。

図D セミフラット式

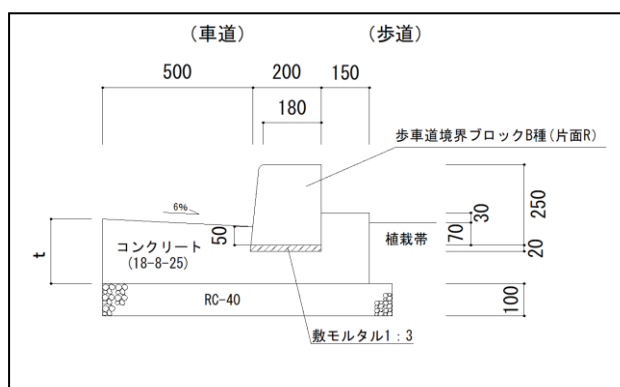
乗入口部（ブロック取替タイプ）



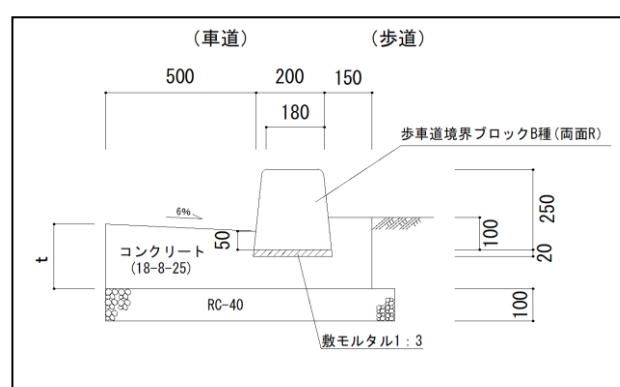
乗入口部（全面打替タイプ）



歩道復旧部（乗入口封鎖等）植栽帯あり



歩道復旧部（乗入口封鎖等）植栽帯なし

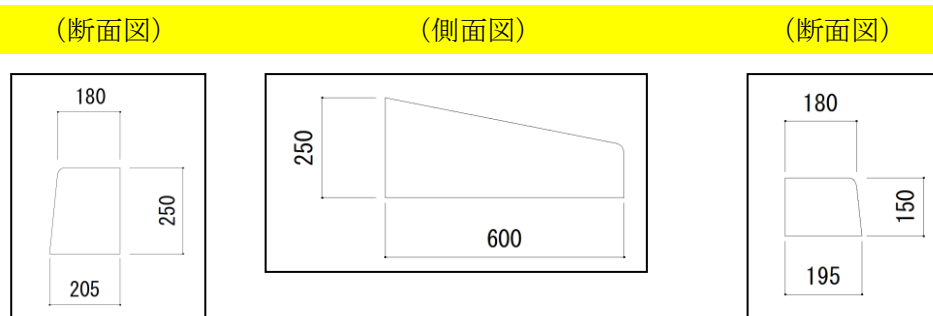


(2) 歩車道境界ブロック形状図

B種（片面R）

【対象歩道形状】

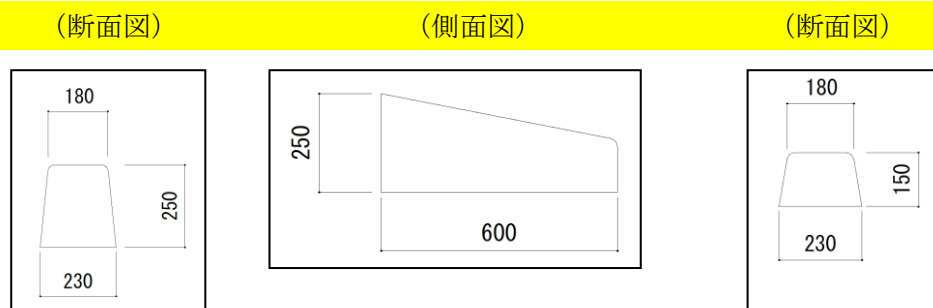
- ・フラット式または
セミフラット式
- ・植栽帯あり



B種（両面R）

【対象歩道形状】

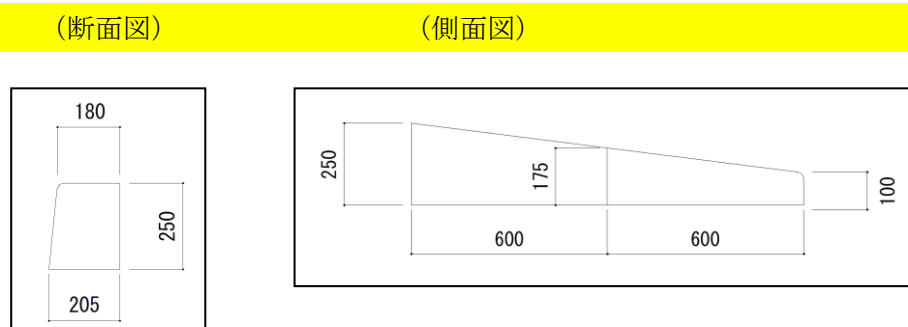
- ・フラット式または
セミフラット式
- ・植栽帯なし



2段落とし

【対象歩道形状】

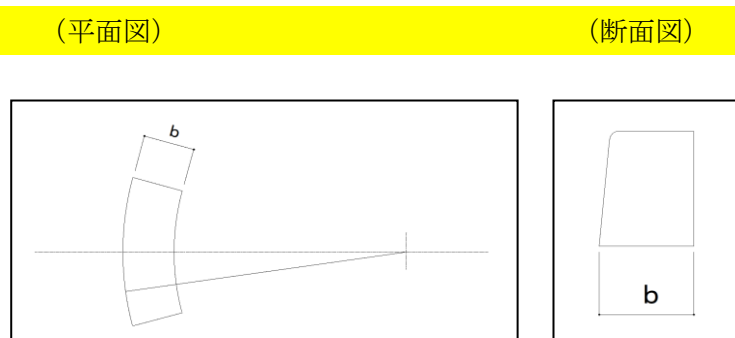
- ・マウント式
- ・植栽帯なし
- ・歩車境ブロックの
高さ 20 cm



曲線

【対象歩道形状】

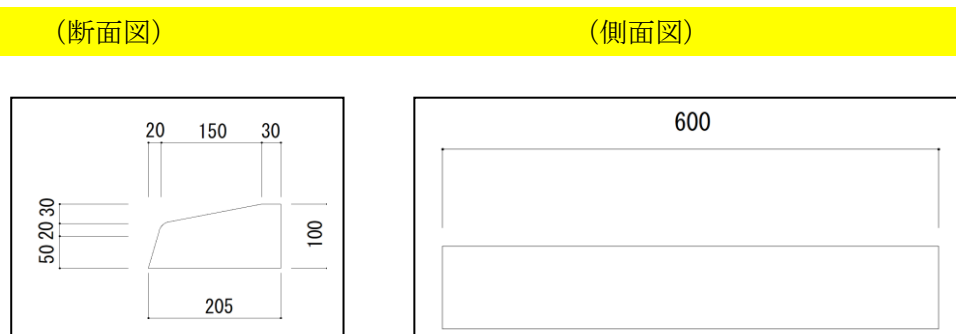
- ・マウント式
- ・植栽帯あり



乗入用ブロック

【対象歩道形状】

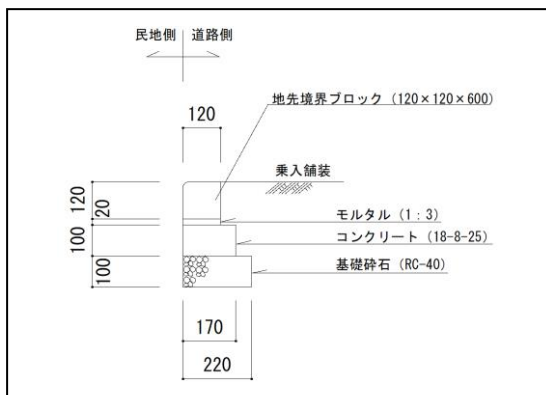
- ・マウント式または
セミフラット式



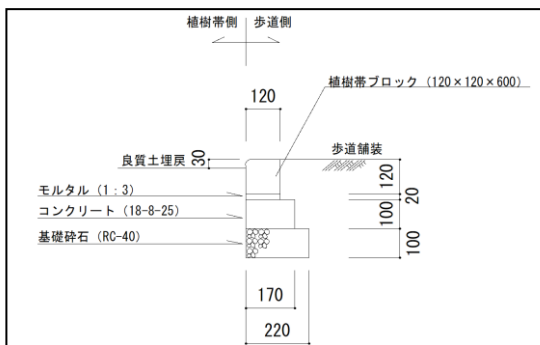
(3) 地先境界ブロック、植栽帯ブロック

地先境界ブロックについては、既設のものに損傷・沈下等がないことが確認でき、施工上の支障としない場合に限り、撤去・復旧を省略することができる。

【地先境界ブロック】



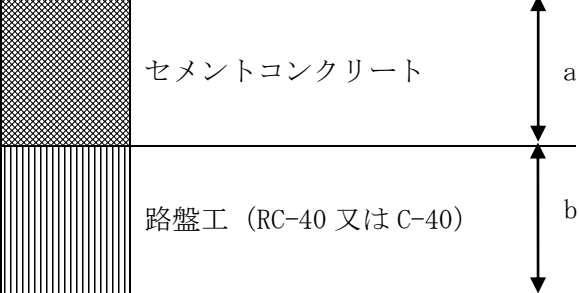
【植栽帯ブロック】



※ブロック寸法（規格）は、両者共通。

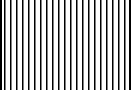
舗装構成図

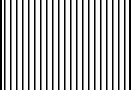
コンクリート舗装（新設乗入口部分）

		A型	B型	C型
	a	15 cm	20 cm	25 cm
	b	10 cm	20 cm	25 cm

※ 生コンクリートの強度は（設計基準強度） $\delta 28=21\text{N/m}^2$ 以上とする。

アスファルト舗装（既設歩道復旧部分）

	密粒アスコン	3 cm
	路盤工（RC-40 又は C-40）	10 cm

	透水性アスコン	4 cm
	路盤工（RC-40 又は C-40）	10 cm
	フィルター層（山砂）	5 cm

アスファルト舗装（新設乗入口部分）

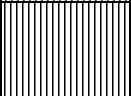
（注）アスファルト舗装による乗入口の施工について

① 行時適切な転圧重機（震動ローラ 1t クラス以上）を使用して転圧する

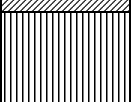
② 完了時に転圧状況写真を提出する

に限りアスファルト舗装を認めます。

この場合の舗装構成は下記構成図のとおりとします。

	アスファルトコンクリート（密粒）	5 cm	A・B・C型共通	←タックコート
	〃（粗粒）	5 cm	B・C型のみ	←タックコート
	〃（粗粒）	5 cm	C型のみ	←プライムコート
	路盤工（RC-40 又は C-40）	25 cm	A・B型	
		30 cm	C型のみ	

インターロッキング舗装

	インターロッキングブロック	8 cm	
	サンドクッション	2 cm	
	A型：粒調碎石 B・C型：瀝青安定処理	c	← プライムコート（B型・C型のみ）
	路盤工（RC-40 又は C-40）	d	

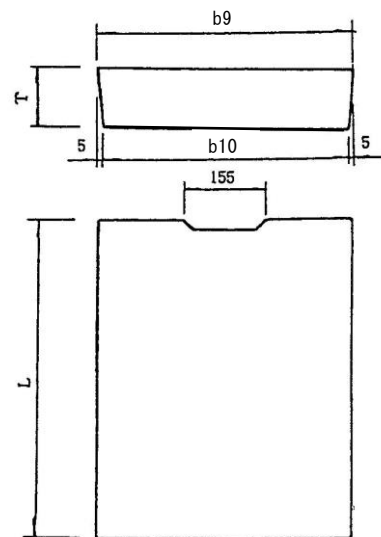
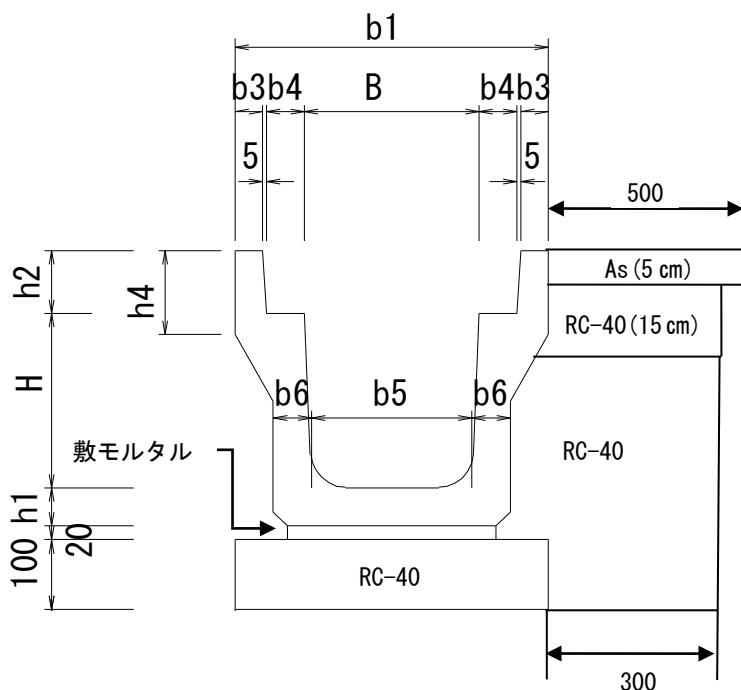
	A型	B型	C型
c	10 cm	8 cm	10 cm
d	10 cm	10 cm	20 cm

PU3 型（道路用プレキャスト鉄筋コンクリートU型側溝：蓋付き）寸法及び材料表

記 号	寸 法 表 (単位 mm)																側溝一 個当た り重量 (kg)	摘 要
	B	H	b1	b2	b3	b4	b5	b6	b7	b8	h1	h2	h3	h4	h5	L		
PU3-B250-H250	250	250	460	105	45	55	230	65	300	400	65	90	285	120	525	1,000	166	JIS A5372 3 種 PC4 型 使用
PU3-B300-H300	300	300	520	110	50	55	280	70	360	460	70	95	325	140	585	1,000	208	
PU3-B300-H400	300	400	520	110	50	55	270	70	330	430	70	95	425	140	685	1,000	234	
PU3-B300-H500	300	500	520	110	50	55	260	80	340	440	80	95	585	140	795	1,000	291	
PU3-B400-H400	400	400	630	115	55	55	370	70	430	530	70	110	440	140	700	1,000	257	
PU3-B400-H500	400	500	630	115	55	55	360	80	440	540	80	110	550	140	810	1,000	316	
PU3-B500-H500	500	500	750	125	60	60	460	80	540	640	80	125	550	155	825	1,000	348	
PU3-B500-H600	500	600	750	125	60	60	450	90	550	650	90	125	640	175	935	1,000	423	

PC4 型（道路用プレキャスト鉄筋コンクリートU型側溝蓋）寸法表

記 号	寸法表 (単位mm)				1 枚当たり 重量(kg)	摘 要
	b8	b9	T	L		
PC4-B250	362	352	90	500	37	JIS A 5372 3 種
PC4-B300	412	402	95	500	45	
PC4-B400	512	502	110	500	65	
PC4-B500	622	612	125	500	91	

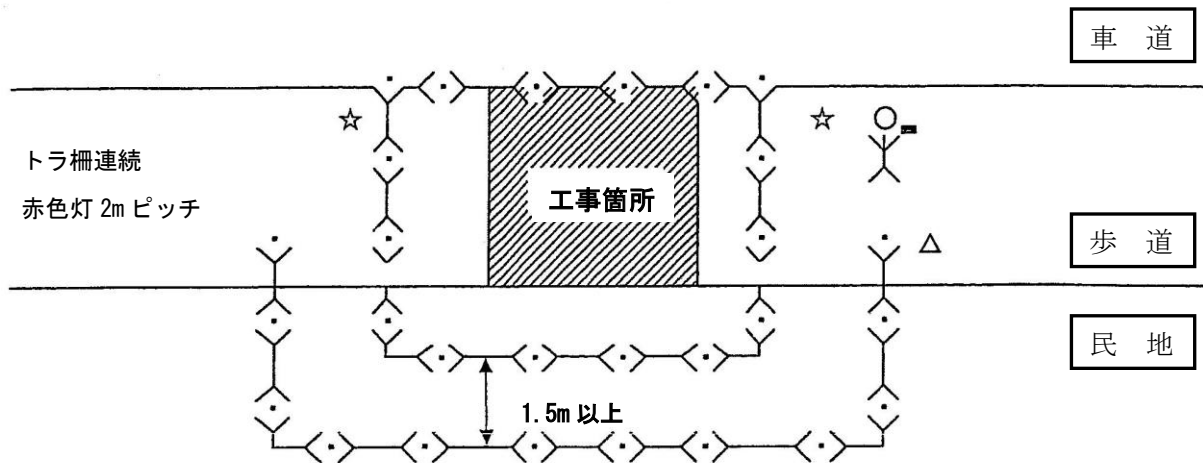


※5m に 1 か所グレーチング (T-14 以上、
細目、滑り止め、防音ゴム付き) 設置

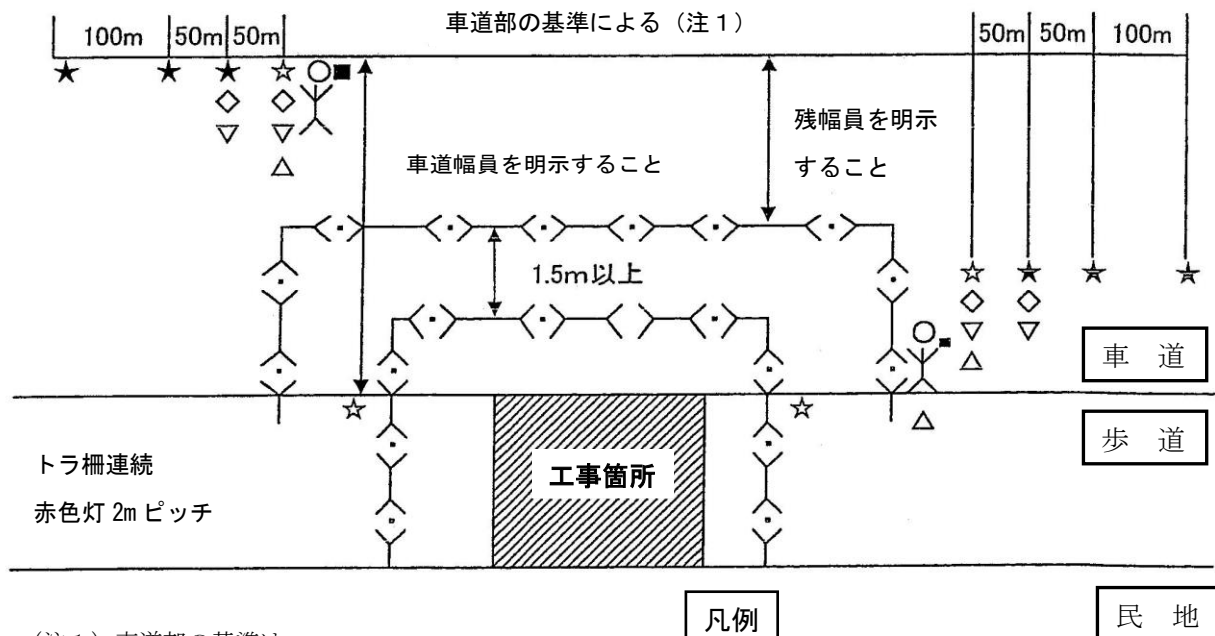
※利用状況により基礎コンクリートが必要と認められる
場合は、この限りでない。

1 (歩行者を民地側に誘導できる場合)

- ・歩行者が安全に通行できるように整地し、段差をなくすこと。



2 (歩行者を民地側に誘導できない場合)



(注1) 車道部の基準は、

- ・案内板 . . . 200w スポット
- ・トラ柵・赤色灯 トラ柵連続・赤色灯 2m ピッチ
- ・回転灯 . . . 起点終点各 1 基

凡例

- △ 工事案内板
- ★ 補助版付き 213 警戒標識 (〇〇m 工事中)
- ☆ 213 警戒標識 (〇〇m 工事中)
- ・ 赤色灯
- トラ柵
- 交通整理員
- 徐行
- ◇ 幅員減少 or 車線数減少 or 片側交互通行

民地

※工事車両を記載すること

車道における交通規制の選択方法

車道が減るとき 例) 2車線⇒1車線	車線数減少
車道幅員が3m確保できるとき (残幅員が6m以上あるとき)	幅員減少
車道幅員が3m無いとき (残幅員が6m以下のとき)	片側交互通行

参考



自動車乗入口設置提出書類チェックリスト

提出書類		内 容	確認	備考
1	申請書	工事内容は適切か		
		尾張旭市の管理道路か		組合管理道路は申請不要
2	位置図	縮尺1/1500～1/25000か		
3	平面図(施工前と施工後が必要)	縮尺1/100～1/500か		
		乗入口とその周辺道路(民地)施設の位置が記入されているか		乗入口前後10mの区間
		乗入口の民地計画図が記入されているか		
		設置・撤去構造物の位置・寸法等が記入されているか		
		現況道路幅員は適切か		
		道路施設は明記されているか		街路樹、道路標識、街路灯、視覚障害者誘導用ブロックなど
		乗入口の設置幅は基準内で必要最小限か		基準を超える場合は…□軌跡図
		乗入れを設置する場合、隅切り等から5.0m以上離れているか		基準外の場合…□警察協議記録
4	横断面図(施工前と施工後が必要)	縮尺1/100～1/200か		
		前面道路の全幅、車道や歩道(植栽帯)等の寸法、境界位置が記入されているか		
5	自動車乗入口形状図	図集から選定しているか又は同等か		
6	構造図(施工しないものは除く)	舗装構成図		
		側溝構造図		
		歩重道境界ブロック(一般・すり付け・巻き込み)		
		地先境界ブロック		
		植栽帯ブロック		
		ガードパイプ、ガードレール		
7	道路植栽施設図	移植する植樹の種類、本数が記入されているか		
		移植箇所平面図、移植方法が記入されているか		支柱、土壌改良材は適切か
8	保安設備図(車道)	前面道路の全幅、保安設備や仮歩道等の寸法、車道の残幅員が記入されているか		現況道路幅員は適切か
		片側交互通行の場合、残幅員は確保されているか		道路幅員の残幅が3.0m以上の場合は片側交互通行 道路幅員の残幅が3.0m未満の場合は通行止とし、迂回路図添付
		交通整理員の配置等、交通対策は適切か		
	(歩道)	仮歩道の幅員は適切に確保されているか		歩道がある道路の場合のみ設置する1.5m以上確保することを基本とし、困難な場合は1.0m確保
		交通整理員の配置等、交通対策は適切か		
9	現況写真	正面・右側面・左側面の写真があるか		
		工事箇所が赤マジック等で表示されているか		
10	その他	市営バス(あさび一号)の通行に支障はないか		・通行止により市営バスの通行に支障が生じるか確認
		関係課への供覧を確認する		・区画整理地域内：都市整備課 ・農地：公園農政課 ・市営バスの通行に支障が生じる場合：都市計画課

注意事項

①側溝蓋は車道用(10cm)を使用し、5mに1箇所グレーチング(T-14以上、細目、滑り止め・防音ゴム付き)を布設すること。

②舗装の最低復旧幅は50cmとし、付近の絶縁線から1.2m以下となる場合は、絶縁線まで復旧すること。なお、各事業者と調整を行い、舗装の本復旧は一括で施工すること。

③消火栓・消火栓標識・道路標識等について、施工に伴い、移設・撤去等の必要が生じる場合、関係機関と協議すること。

工 事 着 手 届

年 月 日

尾張旭市長 殿

住 所
氏 名

連絡先 氏名

電話 < >()

下記のとおり、着手します。

記

1	承認の年月日 及び番号	土第 45— 号
2	工事の場所	
3	工事の種類	
4	着手年月日	年 月 日
5	工事の施工者名	氏 名 電話 < >()

道路使用許可証写し添付

工 事 完 了 届

年 月 日

尾張旭市長 殿

住 所
氏 名

連絡先 氏名

電話 < >()

下記のとおり、完了しました。

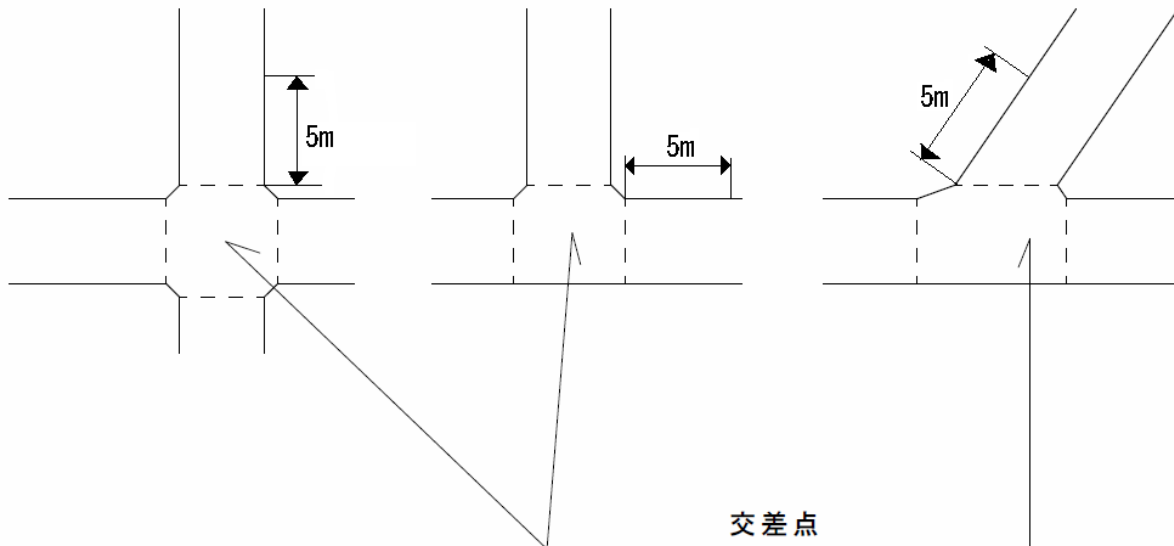
記

1	承認の年月日 及び番号	土第 45— 号
2	工事の場所	
3	工事の種類	
4	完了年月日	年 月 日
5	工事の施工者名	氏 名
		電話 < >()

FAQ（よくある質問）

Q：交差点の側端から5メートルってどこから5メートルなの？

A：下図の交差点部分から5メートルになります。



Q：大型の車が出入りするので、できるだけ広く乗り入れを認めてほしい。

A：車両走行軌跡図により必要幅を算出し、真にやむを得ないものと判断される場合、最大10.8メートルまで乗入口を設置できます。車両走行軌跡図及び車検証のコピー（店舗等は除く）が申請時に必要となりますので、ご注意ください。

Q：乗入口を設置すると側溝を取り替えないといけないの？

A：通常、歩道にある側溝は車道用の側溝とは異なり、車に乗ると破損してしまいますので、乗入口にかかる部分の側溝につきましては、車道用の側溝に布設替えをしていただくことになっています。

その他、疑問な点などがありましたら、下記に問い合わせてください。

連絡先 尾張旭市役所 土木管理課 管理係
TEL 0561-76-8164（直通）
FAX 0561-52-3339